

## 軽自動車税（種別割）の課税誤りについて

令和7年度軽自動車税（種別割）において、課税誤りがあることが判明しました。

令和6年4月2日以降に取得された車両（軽自動車）のうち、納税通知書の納付税額に誤りのあるものがありました。

### 1 軽自動車税（種別割）

#### (1) 賦課期日

令和7年4月1日

#### (2) 税額等

|       |     | ①平成27年3月31日以前に<br>最初の新規検査した車両 | ②平成27年4月1日以後に<br>最初の新規検査した車両 | ③新規登録後13年を経過した車両<br>※平成24年3月以前の登録車両 |
|-------|-----|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------------|
| 軽四輪乗用 | 自家用 | 7,200円                        | 10,800円                      | 12,900円                             |
|       | 営業用 | 5,500円                        | 6,900円                       | 8,200円                              |
| 軽四輪貨物 | 自家用 | 4,000円                        | 5,000円                       | 6,000円                              |
|       | 営業用 | 3,000円                        | 3,800円                       | 4,500円                              |
| 軽三輪   |     | 3,100円                        | 3,900円                       | 4,600円                              |

※上記の他、令和6年度に新車新規登録した軽四輪のうち、一定の燃費・排出ガス基準を満たすものについては税額を軽減する（軽減税率）。

### 2 課税誤りの概要

#### (1) 台数

2,425台

【内訳】

|         |        |
|---------|--------|
| 直送（納付書） | 1,857台 |
| 口座振替    | 568台   |

|            |        |            |
|------------|--------|------------|
| 軽四輪乗用（自家用） | 1,729台 | 7,121,100円 |
| 軽四輪乗用（営業用） | 6台     | 12,300円    |
| 軽四輪貨物（自家用） | 617台   | 792,000円   |
| 軽四輪貨物（営業用） | 50台    | 44,200円    |
| 軽三輪        | 0台     | 0円         |
| 軽減税率該当車    | 23台    | △99,900円   |

#### (2) 影響金額（差額）

7,869,700円

【内訳】

|         |            |
|---------|------------|
| 直送（納付書） | 6,120,100円 |
| 口座振替    | 1,749,600円 |

#### (3) 人数

1,936人

【内訳】

|         |        |
|---------|--------|
| 直送（納付書） | 1,433人 |
| 口座振替    | 503人   |

## 《参考》

### 市全体の令和7年度当初軽自動車税（種別割）の課税状況

- ・ 課税台数 43,258 台  
（※うち令和6年度中の新規登録台数 5,598 台）
- ・ 課税金額 321,439,400 円
- ・ 納税義務者数 27,108 人

### 3 判明した経緯

4月28日に納税通知書を発送した後、4月30日、昨年度に軽自動車を新規購入した方から、「軽四輪乗用を2台所有しているが、税額が異なっている。」との問い合わせがあり、調査したところ、賦課金額の誤りが発生していることが判明しました。この問い合わせのケースについては、10,800円で賦課すべきものが7,200円となっていました。

### 4 事案発生の要因

昨年度に新規登録入力を行った車両について、最初の新規検査年月のデータの移入作業が未実施だったため、平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両区分の税額が賦課されていました。

軽自動車当初課税業務のマニュアルが整備されていましたが、作業チェックリストの適切な活用を行っていませんでした。さらに、複数の職員による作業状況の確認を行っていませんでした。

### 5 今後の対応

- (1) 5月7日（水）に、お詫びの文書、正規の納税通知書及び納付書（差額分）を発送します。
- (2) お支払い方法が口座振替の方につきましては、5月7日（水）にお詫びの文書及び正規の納税通知書を発送し、その通知書に記載されている納付税額を、納期限の6月2日に口座振替させていただきます。
- (3) 本日、公式HP及び公式SNSにおいてお詫びするとともに、正規の納税通知書及び納付書（差額分）を郵送するので、納付については、もうしばらくお待ちいただくよう周知します。

### 6 再発防止

- (1) 軽自動車登録事務をマニュアル通り行うとともに、入力を実施した記録について、複数の職員が確認するよう徹底します。
- (2) 副担当者においても、登録事務及び関係知識を習得し、主担当とともに複数体制で事務を行います。

2025年5月2日 報道連絡会  
市民部 税務課

《問合せ》

豊岡市市民部 植田

TEL 21-9045 (内線 2008)

豊岡市市民部税務課 塚本

TEL 21-9045 (内線 2201)